2. 社会保障カードと保険資格情報の紐付け

2-1. カードの発行主体について

社会保障カードが健康保険証、介護保険証といった複数制度にまたがる機能を持つことから、これらの制度における調整に関すること等を行うとされている厚生労働大臣とする。

2-2. カードの交付主体について

住民基本台帳カード・公的個人認証サービスの発行の仕組み、基盤、運用の実績を有していること、さらには、国民から見て最も身近な行政主体であり、一般的に利便性が高いこと等を踏まえ、市町村とする。

2-3. 識別について

公開鍵暗号の仕組みを用いた認証については、認証しうることを持って識別に替えることも可能であることから、本人識別方法として「公開鍵暗号の仕組みを用いた認証を用いる方法」を用いる ものとする。

本人識別情報としては、当初、「案 1:制度共通の統一的な番号」または「案 2:カードの識別子」を基本として検討を加えてきた(これまで検討した案としては、案 3:各制度の現在の被保険者番号、案 3-2:各制度内で普遍的な番号を創設、案 4:基本 4情報を利用、がある)。一方、電子的に利用者の情報にアクセスするためには別途オンライン上で認証を行うことになるが、認証については、本人識別情報を直接認証に用いるよりも、国際技術が確立しており一定のセキュリティを確保しやすい「公開鍵暗号の仕組み」を用いることが安全性において優位であると考えられる。この公開鍵暗号の仕組みを用いた認証については、認証しうることを持って識別に替えることも可能であることから、本人識別情報として、「公開鍵暗号の仕組みを用いた認証を用いる方法」(以下、案 5とする)を仮定する。

公開鍵暗号の仕組みを用いた認証を本人識別情報とする場合、番号が重複しない 付番方法として、電子証明書内の情報を組み合わせる方法が考えられるが、本人識 別のための認証処理性能を考慮して方式を検討する必要がある。

また、案5の場合、電子証明書の発行(カードの更新と同期すれば更新)のたび に本人識別情報も変更されるが、案2同様、一人の人に紐付けするには、履歴を持 つ必要がある。

2-4. 発行データベース(以下「発行DB」)について

少なくとも下記の項目の情報を保持することとする。

- ① 整理番号:内部でのレコード管理用番号
- ② 本人識別情報:「案5:公開鍵暗号の仕組みを用いた認証を用いる方法」

カードの I Cチップに電子証明書として、情報閲覧等暗証番号入力を必要とする電子証明書と暗証番号入力を前提としない医療保険等の資格確認用の電子証明書を収録する場合には、それぞれの公開鍵の仕組みを用いた認証に関連する情報を保持する必要がある(3-1-3 (P16) 参照)。

- ③ 保健医療番号(仮称)(以下「保健医療番号」という。):保健医療 番号を新設しない場合はこの項目無
- ④ 医療保険:保険者番号、被保険者記号番号
- ⑤ 介護保険:保険者番号、被保険者番号
- ⑥ 年金:基礎年金番号
- ⑦ 基本 4 情報:発行 D B は基本 4 情報(氏名、生年月日、性別、住所)、中継 D B は基本 4 情報のうち少なくとも氏名、生年月日

2-5. 保健医療番号について

保健医療番号とは、医療・介護分野の共通番号として各個人に紐付けて発行された番号で、カード券面あるいは別紙に記載することとする。

この番号をもとに、社会保障カードのICカードとしての機能が使用できない場合でも、医療・介護の現場において現在と同等の保険請求事務が可能であること、従来制度横断的な事務処理等に労力を要していた部分の効率化やデータ活用の容易化等が可能であることを実現する。

保健医療番号のメリットは、発行・交付の時点より、発行後において大きい。例えば、医療保険者と介護保険者間の連携事務処理、保険者間での異動変更時の事務処理、地域医療連携における共通 I D としての利用等である。

一方、これにより個人情報の名寄せリスクが増大することから、規定する範囲を超 えてのサービスに利用することを禁じる法的措置等の検討が必要である。

また、保健医療番号は、原則として一人に一番号を紐つけ継続的に使用するものであるが、本人が希望する場合には、それまで使用していた番号を連結不可能な別の番号に変更できるよう制度設計を行う必要がある。

保健医療番号は、券面あるいは別紙への印刷のみで、カード内の ICチップには収録しないこととする。

カード内のICチップに保健医療番号を持つメリットは、中継DBへの問合せ無しにカードリーダーで読み取れ、種々の利用シーンでの転記ミス防止等が考えられること、また、券面あるいは別紙に印刷された保健医療番号が判読できない場合でも、中継DBへの問合せ無しで医療機関等での処理が可能になることである。

一方、デメリットとしては、番号変更希望時にカードの券面あるいは別紙の印刷のみでなく、カード内のICチップの内容更新に伴う再発行が必要になることである。また、現行の被保険者証記号番号等と異なり、保険者の異動があっても変更されない番号であるため、本人識別情報の一部とみなされ、情報の一元的管理・プライバシー侵害に対する不安が生じることである。このような懸念を除くため、また、ネットワーク環境が整っていない場合や、停電等の異常時における対応を除き、中継DBへのアクセスが可能な環境では、保健医療番号は中継DBから取得可能であるため、カード内のICチップには収録しないことと仮定する。

2-6. 社会保障カードと医療保険資格情報との紐付け方法について

社会保障カードの発行・交付時点から役割を果たすためには、カードに収録された「本人識別情報」と中継DBに収録された保健医療番号、医療・介護制度における被保険者番号等とが、発行・交付の時点で紐付けられている必要がある。

この紐付け手続きシーンの主なものとして、

- ・既存の被保険者証からカードへの切り替え時の手続き
- ・出生時等、初めてカードを交付する手続き
- ・カード交付後に、属性変更(氏名、住所、医療保険者等)やカードの再発行に伴い、中継DBに収録した情報を変更する手続きがある。

2-6-1. 既存の被保険者証等からの切り替え方法について

市町村から交付対象者に社会保障カードの交付案内を送付し、年 金手帳、健康保険証等を市町村に提出して手続きをすることとす る。

既存の被保険者証からカードへの切り替え時の手続きフローとしては、交付対象者が既に何らかの制度(少なくとも健康保険証を有している)を利用しており、発行・交付時において現状利用している機能が利用できるように中継DBに紐付ける方法を検討する必要がある。

この場合考慮すべき選択肢としては、

- ① 切り替えの手続き先を医療保険者
- ② 切り替えの手続き先を市町村

の2案が考えられる。

被用者健保の被保険者にあっては、通常、勤務先において被保険者証に関する手続を していることが多いと思われ、わざわざ市町村に出向くことが、かえって利便性を損な うとの考え方もあろう。

しかし、この場合、中継DBへの紐付け情報登録前の段階で、被用者健保の医療保険者からカード発行を申請してもらう等の新たな事務の流れが発生することも考慮する